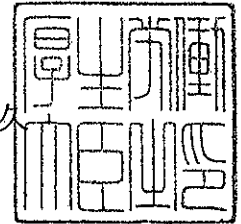




厚生労働省発年1128第957号
平成26年11月28日

社会保障審議会
会長 西村 周三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



日本年金機構役員報酬規程の改正について

日本年金機構から、日本年金機構法（平成19年法律第109号）第21条第2項の規定により、別添のとおり同機構の役員に対する報酬等の支給基準の改正について届出があったので、同条第4項の規定に基づき通知する。

別添

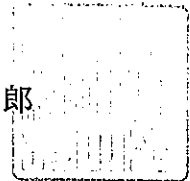
年機構発第 37 号

平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働大臣 殿

日本年金機構

理事長 水島 藤一郎



役員報酬の支給基準の届出について

標記について、別添のとおり日本年金機構役員報酬規程を改正いたしましたので、日本年金機構法（平成19年法律第109号）第21条第2項の規定に基づき届出いたします。

平成 26 年 11 月 14 日

日本年金機構

日本年金機構役員報酬規程の改正について

1. 改正の趣旨

平成 26 年人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、日本年金機構の役員の報酬においても、国の指定職の扱い（賞与 0.15 月分引上げ）に準じた役員報酬規程の改正を行う。

2. 改正の概要

勤勉手当の支給可能総額の月数変更

現 行	77.5/100
平成 26 年 12 月	92.5/100
平成 27 年 6 月以降	85/100

(参考)

	6 月	12 月	年間合計
平成 25 年	77.5/100	77.5/100	155/100
平成 26 年	77.5/100	92.5/100	170/100
平成 27 年	85/100	85/100	170/100

3. 改正・施行予定日

平成 26 年 12 月 1 日

日本年金機構役員報酬規程（改正）

日本年金機構役員報酬規程（規程第41号）の一部を次のように改正し、平成26年12月1日から施行する。

改正後	現行
<p>（勤勉手当）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の85</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5（略）</p> <p>附則</p> <p><u>（平成26年12月に支給する勤勉手当）</u></p> <p>第7条 <u>平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第12条第2項の適用については、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。</u></p>	<p>（勤勉手当）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において役員の勤勉手当基礎額に<u>100分の77.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3～5（略）</p>

（傍線部分は改正部分）

規程第41号

理事長決定

平成22年1月1日制定・施行

平成22年6月1日改正・施行

平成22年9月1日改正・施行

平成22年12月1日改正・施行

平成24年4月1日改正・施行

平成26年12月1日改正・施行

日本年金機構役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、日本年金機構（以下「機構」という。）の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）の報酬は、本俸、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤役員の報酬は、非常勤役員手当、通勤手当とする。

(報酬の支払)

第3条 この規程に基づく報酬は、その全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令及び理事長が定めるところにより役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合において、その者に対する報酬の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(本俸)

第4条 役員の本俸の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 1,129,000円

(2) 副理事長 912,000円 ただし、理事長が特に認める場合は984,000円とすることができる。

(3) 理事 834,000円 ただし、理事長が特に認める場合は912,0

00円とすることができる。また、理事長が経験を勘案して定める場合は776,000円とすることができる。

(4) 監事 720,000円

(報酬の支給日)

第5条 1の月の初日から末日までを報酬期間とし、毎月16日(その日が休日に当たるときは前日、前日が休日に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日。以下これらの日を「支給定日」という。)に、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 本俸、地域調整手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の報酬期間の分をその月の支給定日に支給する。

(2) 通勤手当は、その支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。

2 期末手当及び勤勉手当は、6月及び12月の理事長が定める日に支給する。

(日割計算)

第6条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び地域調整手当を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸及び地域調整手当を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの本俸及び地域調整手当を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本俸及び地域調整手当を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給及び地域調整手当の額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(地域調整手当)

第7条 地域調整手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して日本年金機構職員給与規程(規程第31号。以下「職員給与規程」という。)第15条に定める職員の例に準じて支給する。

(単身赴任手当)

第8条 単身赴任手当は、職員給与規程第18条に定める職員の例に準じて支給する。

(住居手当)

第9条 住居手当は、職員給与規程第31条に定める職員の例に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、職員給与規程第38条に定める職員の例に準じて支給する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給することができる。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあつては、100分の62.5、12月に支給する場合にあつては、100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において当該役員の受けるべき本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が任命権者の要請に応じ、引き続いて役員になるために退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、期末手当の支給に当たり、基準日以前6箇月以内のその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者においては、その支給を一時差し止めた期末手当）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日の属する月で第5条第2項に規定する支給日の前日までに日本年金機構法（平成19年法律第109号）第16条の規定に基づく解任（同条第2項第1号に掲げる事由に該当することによる解任を除く。）の処分を受けた役員

- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日の属する月で支給日の前日までの間に離職した役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (3) 次項第1号の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 基準日前1箇月以内に退職した役員で、その退職に引き続いて国家公務員となったもの
- 6 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、機構の公共的使命に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 7 機構は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件
に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準
日から起算して1年を経過した場合

- 8 前項の規定は、機構が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に
基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止
処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 9 機構は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に
対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付
しなければならない。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれら
の日を「基準日」という。）にそれぞれ在勤する役員及び基準日前1箇月以内
に退職し、又は死亡した役員に対して、その者の基準日以前6箇月以内の期
間における職務実績等に応じて、支給することができる。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間に
よる割合（以下「期間率」という。）を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う
業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。こ
の場合において、勤勉手当の額の総額は、それぞれの基準日現在において役
員の勤勉手当基礎額に100分の85を乗じて得た額の総額を超えてはなら
ない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡し
た役員においては、退職し、又は死亡した日現在）において役員が受けるべ
き本俸及び地域調整手当の月額並びに本俸の月額に100分の25を乗じて
得た額並びに本俸及び地域調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額
の合計額とする。
- 4 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における役員の在職期間の区分に
応じて、次の表に定める割合とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

5 前条第4項から第9項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

(非常勤役員手当)

- 第13条 非常勤役員手当は、勤務1日につき、34,900円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、月の勤務日数が10日を超える場合は、349,000円を上限とする。
- 3 第3条、第6条及び次条の規定は、前項の非常勤役員手当の支給について準用する。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃については、理事長が決定する。

附 則

第1条 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

第2条 平成22年6月に支給する勤勉手当については、第12条第2項の規定にかかわらず、勤勉手当の額は、同条第3項に規定する勤勉手当基礎額に

期間率を乗じて得た額に、理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

2 前項の理事長が決定する割合は、100分の75とする。

第3条 平成22年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第11条第2項及び第12条第2項の適用については、第11条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、第12条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とする。

(役員の本俸の特例)

第4条 役員の本俸の月額は、当分の間、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 理事長 948,000円

(2) 副理事長 803,000円 ただし、理事長が特に認める場合は866,000円とすることができる。

(3) 理事 767,000円 ただし、理事長が特に認める場合は839,000円とすることができる。また、理事長が経験を勘案して定める場合は714,000円とすることができる。

(4) 監事 662,000円

(平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間の報酬の支給等の特例)

第5条 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における役員の本俸の月額は、第4条及び附則第4条の規定にかかわらず、次の各号に定める額とする。

(1) 理事長 906,640円

(2) 副理事長 765,295円 ただし、理事長が特に認める場合は825,714円とすることができる。

(3) 理事 729,943円 ただし、理事長が特に認める場合は798,211円とすることができる。また、理事長が経験を勘案して定める場合は679,179円とすることができる。

(4) 監事 630,166円

2 特例期間における第7条に規定する地域調整手当の月額は、前項に規定する本俸の月額に職員給与規程第15条第2項に規定する割合を乗じて得た額とする。

3 特例期間における期末手当及び勤勉手当の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 期末手当 附則第5条に規定する本俸及び附則第5条に規定する本俸の月額に職員給与規程第15条第2項に規定する割合を乗じて得た額を期末手当基礎額とし第11条の規定により計算した額

(2) 勤勉手当 附則第5条に規定する本俸及び附則第5条に規定する本俸の月額に職員給与規程第15条第2項に規定する割合を乗じて得た額を勤勉手当基礎額とし第12条の規定により計算した額

4 特例期間における第13条の規定の適用については、第1項中「34,900円」とあるのは「31,500円」と、第2項中「349,000円」とあるのは「315,000円」とする。

5 この条の規定により計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第6条 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第11条第2項の規定にかかわらず、前条第3号の規定により算定される期末手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日)において役員が受けるべき本俸及び地域調整手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日までの前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月1日において役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額及び平成23年12月1日において役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成26年12月に支給する勤勉手当)

第7条 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する第12条第2項の適用については、「100分の85」とあるのは「100分の92.5」とする。